

第 1 3 次 労 働 災 害 防 止 計 画

—大田労働基準監督署—

労働災害防止計画とは、労働災害を減少させることを目的に、国が取り組む事項を定めた計画であり、厚生労働大臣が策定した13次を迎える「労働災害防止計画」を踏まえて、東京労働局では「第13次東京労働局労働災害防止計画」を定め「安全・安心な首都東京の実現」を通じた労働災害の更なる減少を図ることとしています。

当署としても、「第13次東京労働局労働災害防止計画」を踏まえて、事業場における自主的な安全衛生活動を通じて

- ① 労働災害防止活動を推進し、労働災害を着実に減少させる
- ② 労働者の健康確保対策と快適な職場環境の形成

を目的に、関係団体や管内の事業場の協力を得ながら管内の安全衛生水準の向上に努めていくこととします。

当署の現状と課題

- ・労働災害による被災者数（2017年）
 - 死亡者数：3人
 - 死傷者数：747人
- ・労働災害は長期的には減少していますが、近年では年毎に増減を繰り返しています。対前年と比べると建設業以外の業種で増加となっています。

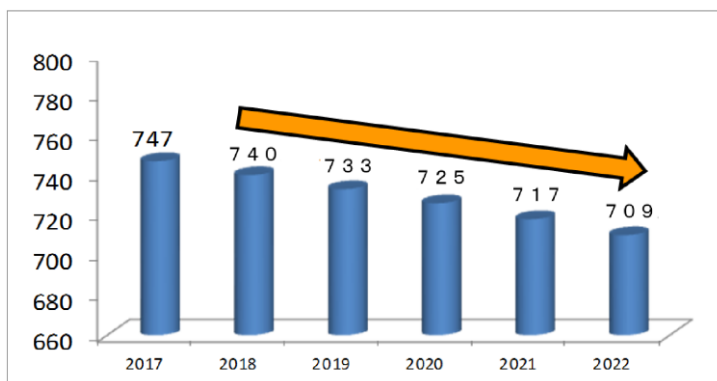
計画の期間

2018年度を初年度とし2022年度までの5カ年間。

計画の目標

・死傷災害の着実な減少

○計画の最終年度の2022年までの間、死傷災害を経年的に減少させる目標の数値を以下のとおり設定する。（5%以上の減少目標）



期間中の休業4日以上死傷災害の
最終目標値（2022年）

709人以下

・労働者の健康確保対策及び快適職場の形成の促進

- 職場のストレスチェック結果の集団分析や活用によるメンタルヘルス対策の促進。
- 災害性腰痛等の職業性疾病を減少させる。
- 熱中症による死亡災害防止の徹底。

* 計画に対する対策については、東京労働局の労働災害防止計画に示す取組を積極的に推進する。